

第7回 甲賀市自治基本条例策定委員会 会議録（概要）

【日 時】 平成25年12月16日（月） 15時～17時10分

【場 所】 サントピア水口（共同福祉施設）教養文化室

○出席委員

策定委員：13名（委員総数14名）

小林委員、村上委員、山川委員、寺田委員、安達委員、黄瀬委員、奥野委員、大原委員、田村委員、橋本委員、増山委員、田中委員、馬場委員

庁内作業チーム：16名（委員総数22人）

柚口委員、橋本委員、森島委員、藤村委員、廣岡委員、田嶋委員、徳田委員、太田委員、林委員、西村委員、松井委員、田原委員、澤田委員、呉竹委員、中島委員、清水委員

オブザーバー参加：あいこうか市民活動・ボランティアセンター コーディネーター 宮治、大平

事務局：中島、清水、築島

○次 第

1. 開会（市民憲章唱和）
2. 第6回会議録の確認について
3. 各グループの意見を問題群ごとに整理した一覧表について（前回の続き）
4. 次回の内容について
5. 閉会

■ 1. 開会

○事務局

年末12月半ばとなりまして、皆様お忙しいところお集まりいただき大変ありがとうございます。定刻を少し過ぎましたが、ただいまより第7回甲賀市自治基本条例策定委員会を開会させていただきます。

開会に当たりまして、甲賀市の市民憲章を唱和させていただきます。ご起立をよろしく願いいたします。

（市民憲章唱和）

○事務局

ありがとうございました。ご着席ください。

初めに、小林委員長様からご挨拶をお願いします。

○委員長

改めまして、皆さんこんにちは。

今年、前半に流行っておりました「あまちゃん」というドラマがありましたけど、あの中で、女の子たちが歌っている歌詞の「暦の上ではディセンバー」とありました。まさに暦の上では12月、もう半ばですね。残すところ、あと2週間です。吉幾三さんの歌によると、「暦はもう少しで今年も終わりですね」というところで、何かと気ぜわしい時期ではありますけれども、今日はこの会議のあと、懇親会を設けていただいております。一回、そうやってある程度腹を割って話をすると、より意見交換がしやすくなると思います。

そういう意味では、順番としては懇親会がもっと早い時期にあったほうがよかったのかもしれませんが、それはそれとして、いろいろ楽しんでいただくことにしまして、昼の部も闊達なご意見をいただければと思っております。

前回、第5番目の問題点の整理が終わりました。今回は、これまで出てきた皆さんの意見を表の右肩に入れ込んだ形の資料もご用意いただいております。その辺を見ながら、重複するような内容の発言は省略し、また新たな意見をたくさん出していただくと、少し話が前に進んでいきやすいと思っておりますので、議論の進行にご協力をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。本日の出席状況を報告させていただきます。自治基本条例策定委員14人中、奥野委員様（結果、途中から参加）、三浦委員様が欠席でございます。そして、山川委員様が少し遅れて来られるということで、12人になる予定です。

それと、庁内作業チームの委員の欠席は、公共交通推進室の中尾、山内地域市民センターの谷、多羅尾地域市民センターの古谷、建設事業課の藤田、大原地域市民センターの奥山、それから社会福祉課の今井が欠席でございます。あと、政策推進課の呉竹が少し遅れてまいりますので、よろしく申し上げます。

○委員長

ありがとうございます。若干、今日はお忙しい時期ということもあってでしょうか、欠席、遅刻の方が見えるようではありますが、定足数には達しているということで、会議は成立しておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、次第に従いまして、早速、議事に入ってまいりたいと思います。

■ 2. 第6回会議録の確認について

○委員長

まずは議題の2番目、第6回、前回の会議録の確認についてです。

あらかじめ、お手元に郵送で届いているかと思いますが、目を通していただいて、

語句の修正などがあれば、おっしゃっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

9ページの上から9行目、委員とあって「内発的発展の道が地域の充実性を高めて」となっていますが、これを「自立性」に修正いただきたいと思います。

もう1点、18ページの下から6行目、「例えば大阪府、臨海工業地帯」となっていますが、これは「臨空」です。それから、19ページの2行目、「セキスイもやはり我々下請企業におりました者が、やはり工場が韓国のほうに集約されたということ」となっておりますが、申し訳ないのですが、これを「セキスイでも生産機能の集約化に伴い……転勤を余儀なくされたということもあります。」と、修正いただければと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。では、確認させていただきます。9ページですが、委員のご発言のところの8行目の真ん中あたり、「地域の充実性」とあるのは、「内発的発展の道が地域の自立性を高めて」ということに修正をという話であります。それから、18ページの下から6行目の真ん中あたり、「臨海工業地帯」ではなくて、「臨空工業地帯」ということで、関西国際空港の近辺の工業地帯、臨空工業地帯ということでした。そして、19ページの2行目のところ、ここは文章が大幅に変わりますが、「栗東市にありますセキスイでも生産機能の集約化に伴い」、その後、飛びまして、「転勤を余儀なくされたというようなこともあります」というところにつなげてくださいますと、こういうことですね。

○委員

誤字脱字になるかと思いますが、私が感じたところを申し上げさせてもらいます。まず1ページの2行目、「第4回」と入っていますが、これは「第6回」の誤りだと思います。次に、8ページの下から3行目、「ぜひ積極的にご意見をいただきたい」と思います。」の中で、「ご」が要らないのと違いますか。次は16ページ、委員さんの発言のところの下から3行目、「確かに23ページのところについては、私の申し上げたことは」とあるのですが、「私の申し上げましたことは」という形が正しいかと思います。それから、18ページの委員さんのご発言のところの6行目、「ひとつ企業が来ていただいたら」とあるのですが、「きて」が1つ多いので、「ひとつ企業が来ていただいたら」が正しいと思います。

21ページの上から7行目、「親は受検させている場で」と、これは試験の「験」が正しいと思います。あと、同じ21ページの下から5行目、「この条例をもとにして、今後取り組みはしやすくなる。」と、ここは「今後の取り組みはしやすくなる。」

という形がいいと思います。それから、25ページの上から4行目、「そういうことを条例に入れておかないといけないと思います。」は、「条例に」という助詞の「に」が漏れていると思います。次は28ページ、委員長さんのご発言の下から5行目、「理念的な形になってしまいますかもしれないです。」というのは、「理念的な形になってしまふ」ではないでしょうか。次は、31ページの中ほどの委員さんの発言の上から2行目、「2人に1人に高齢者」というのは、「2人に1人高齢者の方がいらっしゃる」ということで、「に」を削除したほうがいいと思います。同じく31ページの下から2行目、「運営の面で市民さんにお尋ねしたい」ということが入っておりますので、これは「市または行政」という形が正しいかと思います。最後の34ページの次回の内容について、その次の事務局さんの発言の3行目、「サントピア水口で会議をしますの」の後、「アントピア水口」とありますけど、これは「サントピア」が正しいと思います。すみません。たくさん申し上げましたけど、以上でございます。

○委員長

細かくチェックをいただきまして、ありがとうございます。ご自分の発言以外のところもありましたが、31ページ下から2行目のところは、事務局でお願いします。

○事務局

この発言は「委員」となっていますが、庁内作業チームの委員でもある私が発言しました。これは市民委員さんにお尋ねしたいということで、行政ではなく、「市民委員さん」としていただきたいと思います。

○委員長

それ以外に、今、委員さんからご指摘いただいたところは、皆さん大丈夫ですか。委員さんから言っていただきました中で、こういうことと違うかという投げかけをしていただいたところがありますが、皆さん、それは大丈夫ですね。

では、31ページの下以外のところは、委員さんからご発言があったような形で修正をしたいと思います。

○委員

12ページの下から10行目、「いろいろ改善のための、あるいは縮小」となっていますけれども、「い」から「め」までを削除していただくということで、ここへ土地規制の見直し、あるいは都市計画区域の見直し、どちらかを入れてもらったほうがいいのではないのでしょうか。どちらかということ、土地規制の見直しにしてももらったほうがいいと思います。

○委員長

「いろいろ」から「縮小のため」までは削除で。

○委員

はい。そのかわり、「土地規制の見直し」を入れていただくと。

○委員長

「土地規制の見直しの催促を」ですね。

○委員

次に、15ページの上から13行目、「われわれの自治基本条例は、こちらの専門部会で決めていくのですが」というのはおかしいと思いますので、削除をお願いします。もう1点は、その下の16行目、「そことの調整はどんなふうに進んでいったら良いでしょうか」という、委員長に対する確認の質問でしたけども、それから最後のところまで削除していただいて、「それはどのように考えればよいのですか」という問い合わせの文言にかえていただきたいと思います。

○委員長

もう一回確認しますね。15ページの委員のご発言の中の10行目、「われわれの自治基本条例は」というところから削除ということですね。

○委員

はい、最後まで削除をお願いします。

○委員長

それから、末尾のところ、「そことの調整はどんなふうに進んでいったらよいでしょうか」を削除して、かわりに、「それはどのように考えればよいのですか」ということですね。

○委員

もう1点だけ、すみません。23ページの上から9行目、ここの右端に「都市局」となっていますが、これは「中心部」に変えたほうがわかりやすいと思います。マスタープランには、都市となっているのですが、ここの文言は「中心部」と言ったほうがわかりやすいと思いますので、その3点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長

はい、ありがとうございます。ほか、修正にお気づきの点、ございますか。

○委員

18ページの真ん中辺です。委員の発言の6行目、2がないので、一番を削除です。それから、最後から2行目、「甲賀市も豊かになりますし、活発な産業により地域を活性化するようなことも」ということで、よろしくをお願いします。

○委員長

はい、ありがとうございます。18ページの真ん中辺の「一番」を消し、それから、その委員の発言の後ろ、「活発化するような産業を」というところを、「活発な産業により地域を」と直すということですね。ほか、修正のご希望がある方は。

○委員

すみません。2カ所お願いします。6ページの上のほう、委員の発言の3行目にある「勝手に」というのは間違いですので、「いかに」と訂正をお願いします。それから、21ページの上から7行目、先ほどの受験の「験」という漢字と同じ行ですけども、「親が受験させているわけなのです。なぜそんなことを」の「こと」を「思いを」という言葉に修正し、「なぜそんな思いをしなきゃならないのか」としていただきたいと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。

○事務局

きょう欠席の委員さんから修正の依頼がありまして、28ページの2段目の委員のところの6行目、「やはり在宅中心の」となっていますが、「在宅療養中心の呼びかけを」という、「療養」を入れてほしいということと、その下の行で、「医師や看護師が足りない」となっていますが、「看護師と専門職が足りない」と、「専門職」を入れてほしいということです。

○委員長

はい、ありがとうございます。ほか、お気づきの点はございますか。よろしいですか。では、私からも3カ所修正をお願いします。12ページの上のほう、委員長というところを読んでいただくと、その次とかみ合わないのがわかると思うのですが、「2002年」じゃなくて、「2000年」に直していただきたいと思います。それから、14ページの委員の発言のところの2行目、一番後ろですけど、「私たち市から」じゃなくて、「私たち市民から出ている委員」に直していただいたほうがいいと思います。それから、21ページの真ん中辺、委員長発言の2段落目、「それと同時に、先ほどらい」は、「先ほど来」と漢字のほうがいいと思います。もう1つ、28ページ

の一番上のところ、「セットマネジメント」は「ア」を入れて「アセットマネジメント」としてください。すみません。私からは以上です。あと、お気づきの方は大丈夫ですか。

もし何か気づきましたら、事務局にお伝えいただくということで、会議録の確認が意外と手間取ってしまいましたが、以上とさせていただきたいと思います。

■ 3. 各グループの意見を問題群ごとに整理した一覧表について

○委員長

それでは、続きまして、次第の3番目、各グループの意見を問題群ごとに整理した一覧表をご覧ください。これまでご発言いただいたものについては、お手元にお送りいただいています12月16日用資料の右側の網かけのところに入れていただいております。今日は、⑥の市民の特徴というところからありますが、「市民もできることを積極的にやっつけていこう」といった、これまでの会議でご意見のあった言葉が入っています。入ってないことも、これまで随分市民に関しては出てきていると思いますので、例えば郷土愛、それから危険情報については市民も市役所に通報しようといった話も出ていたと思います。そういったこれまで出た意見、地域の資源をうまく活かしていこうとか、そういうことは改めて言う必要はないと思いますので、そうでないところで、この市民の特徴について、何かご意見があれば、新たに出していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

自治基本条例ですから、基本中の基本になると思いますが、市民が自らのまちのことは、主権者である市民、これは当然、市議会議員さんを排除するという考えはないわけですが、そういう方も含めた市民が自ら考えて決定し、その実現に向けて行動するというのを、盛り込むということが必要であると思われまます。

○委員長

市民が自ら考えて決定すると、まさに住民自治という基本をおさえておこうという発言でした。ありがとうございます。ほか、6番のところはどうでしょうか。

○事務局

事務局です。お手元に両面刷りのA4の欠席分の意見書というのをお渡しさせていただきました。これに市民の特徴、もしくは⑦の子ども・若者という順に入れていただいております。市民の特徴では、「地元派と、そうではなく、いろいろな市民の事情はあるけれども、同じ甲賀市民・住民であるという意識は大切」ということです。「甲賀市のよいところ、また、ないものをどんなまちにするか、どんなまちであってほし

いのかをみんなが考えることが大切」ということで挙げていただいています。このあたりは委員さんのご意見ですので、行政が仕掛人になる必要があると既にご書いていただいています。

○委員長

はい、ありがとうございます。今日お配りいただいている紙も見ながら、委員さんの意見ということでもありますので、両方を見ながら今後考えていきたいと思えます。今の⑥のところに関しては、地元派と市外から来た方と、それぞれ事情があるけど、甲賀市民としての意識という話、それから市のいいところを知って、どんなまちにしていくのかということをお互い考えてみる。行政の責務になるのかもしれませんが、そういうことを行政も仕掛けていくというご意見がありました。この市民の特徴ということに関して、ほかはどうでしょうか。

○委員

前回の会議録を見て、地方分権改革が2000年からということでしたが、地方分権が進む中、時代の潮流はますます市民主体のまちづくりが進んでいくという観点から、市民はいろいろな考え方や発想がありますが、それは必ずまちづくりに寄与するという考えのもと、まちづくりの主体は市民であるから、この市民として主体的にまちづくりに関わるということをおさえておくことが必要ではないかと思えます。

○委員長

はい、ありがとうございます。先ほど他の委員からも、市民が自ら考えて決定するというところをいこうというご意見がありましたけど、今、別の委員からも、まちづくりの主体は市民だということ、市民が主体的に地域のことを考えていくと、こういうところをいっていただこうというご意見をいただきました。

○委員

当たり前だと思いますけども、ここで落とし穴があるかもしれないと思うことは、どのレベルを市民というのか、大きな問題だと思います。市内に住所がなくても、働いている人や何か活動をされている人であれば、市民だという意見もあるかもしれませんが、例えば、あることを決めたい場合に、市内に住んでいない多くの人が流入してきたとしたら、多数決で決まってしまうという話もあります。

また、市民が決めることはいいと思うのですが、それは当たり前ですけど、市内に住んでいない人が多数流入してきて、そんなことはあってはいけないことだけでも、我が国や甲賀市に対して害を起すということも可能性としてはあるかもしれません。国民や市の益に利するということが大事なことだと思います。そうでないと、間違った方向へ行く可能性があることを少し心配しています。

○委員長

すみません。その利する、逆は害するでしょうけど、何が利になるかというのは誰が判断するのですか。

○委員

市民の定義はまだ決まっていますが、市民の多数決で決めるとなった場合に、外国人とか、市内に住んでない人が、ここに住んでいる者にとって害されたり不利益なことになってしまうのは困るということです。

○委員長

市民の定義をはっきりしないといけないのは、確かにおっしゃるとおりだと思います。前回に産業の話をしたとき、企業市民ということが出ていますね。もし市民が投票で何かを決めようということになったときに、企業も1票を持っているのかというと、おかしなことになりますね。そういう意味では、市民という定義をどう決めるのかということは非常に重要なことだと思います。

実際に条例をつくる時に、市民と住民というのを分けて、住民というのはそこにお住いの方、これはいろんな人がいます。全部ひっくるめて住民だと、住民の責務みたいなものもあるでしょう。だけど、物を決める決定権を持つ市民というのは、その中でも、例えば住民票がある人とか、日本国籍がある人という形で絞るといった、そういう2つの定義を設けて考えるという場合もあります。その辺は今後詰めていかないとはいけません。

○委員

今、市民と言っていて、多くの人々を市外から動員できる力のある外国人や、変な宗教団体の人がたくさん集まってきて、甲賀市に何百人も住んだり関係を持つとしたら、それは市民ということになりますよ。その辺のことは大事だと思います。一部の宗教団体や外国人に利すると困るわけですから、市民が決めるのですけども、その市民というのを誰かという軸を置かないと、少し怖くなるなということです。

○委員長

そうですね。最終的には、利する、利さないということの判断を市民が決めざるを得ないですね。誰か押し付けるわけにはいかないんで、これが市民にとっての利だということだけど、その利を決める市民というのが、どこかという範囲はしっかり確定しておかないと、何かおかしなことになりかねないという懸念はあります。

○委員

そうです。だから、その宗教団体とか、外国人の方に利するのだったら困ると思う

のですが、その人も、その利益を守る権利がありますから。宗教団体が変な服装をして、いっぱいごろごろしているところがあると、僕ら純粋で善良な市民にとっては困るわけです。そうならないように歯止めをしておかないと、市民に任せると言う、そういう人が入ってきて市民権を持って、変な方向に行くと困るということです。

○委員長

ただ、その辺が難しいところですね。例えば甲賀市外からいろんな方が入ってきて、企業の誘致や、人を含めた流入等は、ある意味、市としても旧来の甲賀市にずっとお住いの方だけではない人たちにも門戸を開いているわけです。そうすると、当然様々な方がお見えになる可能性があります。また信教も自由ですから、私はこれを信じているのに、甲賀市では信じたらいけないのかと言われると、そういうことではないと言わざるを得ないですね。何か破壊活動をやるような人などはいけませんが、特定の宗教の人は入ってはいけませんというようなことは、言いづらい部分もあると思います。そういうことと言うと、そのお気持ちはよくわかるけども、そこを条例としてどう書くかというところが難しいでしょう。

○委員

そんなに危険だったら、条例がないほうが、かえってみんなのためになるかもしれません。こんなことを書いて、一部の宗教団体に利するようになるとしたら、何のための条例かわからないですね。我々が幸せになるために条例をつくっているのに、一部の宗教団体や外国人からやっつけられると思うような条例だったら、ないほうがましだと思います。

○委員

今、委員さんの発言の部分は重要だと思います。観念的に言うと、この条例をつくったときに、誰に影響を及ぼすことになるのか、あるいは、誰のためにこの条例をつくったのかという基本的な話が出ていると思うのです。これは卵が先か、鶏が先かの論理と一緒に、私たちがこれからつくろうとしている条例を、誰のためにつくろうとしているのかという、ここの部分の論議がされていないと、今後、企業はだめです、外国の方はだめ、住民票、戸籍を持った方だけですか、そういうようになってくるのです。ただ、難しいところは2つありまして、1つは、迷惑防止条例のような、その住民でなくても、その土地で迷惑な行為をした場合は条例で罰されるものがあります。例えば、たばこのポイ捨てを禁止されている市町村で、ほかの市の人在那里でポイ捨てをした場合、市民でなくても罰されてしまうわけです。これは迷惑防止条例の典型的なことをお話ししているのですが、それは市民に関係なく、その土地で起こっていることで処罰されることになります。

ところが、今回の甲賀市の自治基本条例の場合は、甲賀市に在住の方や甲賀市へ働

きに来ている人などいろいろいらっしゃるわけです。通りすがりの人でも、迷惑防止条例でしたら、完全にそこの地域の管轄になってしまいますが、通りすがりの人じゃないわけですね。

条例にはこの2つの種類があると思いますので、それをどうするかというところが、一番議論をいただかなければいけないところだと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。今まで漠然と市民という形で議論してきて、当然市民の権利なり、責務みたいなことで積極的に参加しましょうとか、人に迷惑をかけないようにとか、自分の持っている土地、資産、家屋などはきちっと管理してくださいといったことも含めて議論をしてきました。甲賀市に廃屋のような家を持っている、荒れた土地を持っているけれども、今は市内に住んでいない方に対しても、委員さんがおっしゃるように、迷惑防止条例的な意味で、住んでない人も、その市に土地や家屋を持ってない人たちの役目を果してもらわなくてははいけませんということで、縛っていくという必要もあるでしょう。

では、そういう人たちが市の物事を決めるときに、その決定に参画できるのかというと、他の委員さんが懸念されているように、こういう人に入ってもらったら困ると、それもそうだと思うのですね。そういう意味で、今まで何となくぼやっと市民という言葉で議論してきたところに対して、どういうふうに定義づけができるのかということは、もう少し精緻に詰めて議論をしたほうがいいのではないかという、非常に重要な問題提起だったと思います。ありがとうございます。

一通り全部の問題点について見ていきますと、今まで出てきた中では、漠然と市民といわれた形での、市民の責務であったり、権利であったりといったことが出てきていると思うのですね。一旦、全部の問題点について見た後、それを事務局で再整理してもらいます。市民ということに関しては、それぞれいろんな意見が出ていますよというふうに整理をし直してもらったときに、はて、この場合の市民はどうだろうかというのは、またもう一度、皆さんで検討する機会があろうかと思います。ただ、そういうことは、今言いましたように、想定しながら考えていただくと、後々の議論はしやすくなっていると思いますので、よろしくお願いします。

○委員

言葉の定義について、他の委員さんが言われましたけども、これは議事録に残りませんから大変重要だと思うのですね。義務と責務と、どちらを使うのかなどです。言葉の表現、例えば及びとか並びになどは、余り問題はございませんけども、言葉の定義ははっきりしなければ、議事録にも残っていきますので。その中に、本来は責務もないのに、義務として残るといようなことでもあるし、その言葉の定義というのは、今の段階では、その都度の確認でよろしいですか。

○委員長

今の段階ですと、市民という言葉とか、その使い方はそこまで精緻な議論になっていない段階で、これまで具体的な話をさせていただいていますね。そこから、こういうことは市民の皆さんにもお願いをしたほうがいい、こういうことは市民としても守っていかなくてはいけない、今こういうことは市民が考えるべきことだというような議論をしているわけです。それを最終的に全部集約したときに、ここで言っている市民と、こっちで言っている市民は違うというのを一覧表的にすると、初めて見えてくるものだと思います。

その段階で、この市民はこういう枠なのか、こっちの市民はもっと広い範囲なのかみたいなことを議論したほうが、定義を議論するときに見えやすいかと思います。頭の中では、今、自分が言っている市民はこういうレベルだということは想定しながらご発言をいただいて、あとで全部まとめるときに、改めていただくほうが大事だと思います。

○委員

わかりました。

○委員

1つ確認です。関連いたしまして、いわゆる我が国の法律につきましては属地属人主義というのでしょうか、そんな形のを捉えているのですが、属人主義、属地主義、その甲賀市の中で、例えば外国人の方が、市民ではないけれど、住民であるというところですね。もちろんその方にも、この条例の規範というものは当然出てくるかなという解釈をしていったほうがよいのかなと思うわけです。

○委員長

はい、ありがとうございます。当然、そういう部分も出てくると思うのですね。甲賀市にお住いの外国人の方も、甲賀市のルールは守っていただかなくてはなりませんということですよね。外国人だから、俺は守らないよというのは許されないということも当然出てくるだろうということです。

○委員

言葉的に、また後にしようということですが、市民ということはある程度入れておかないと、市民が決定するというのは聞こえはいいですけど、外国人が入っていると、ここに何か活動団体を置いている、あるいはよそから来ているとか、そういう人も想定して、決めていくときの感じと、ここに住民票があって、住んでいるのを頭に置いて決めようというのと、これは話がだんだん変わってくると思うのですね。

後から、そうじゃなかったと。後で決まったら、ここで仕事をしている人も、外国人も皆市民ということになってしまったら、あのときの話はどうやったのかとなってきますから、ここで市民というのはこれと、みんなが共通した定義のようなものを持たないと、話がおかしくなってくるのではないのでしょうか。

○委員長

そういう議論をする場はまた設けようということですが、今までやってきた問題ごとの課題を一旦、棚上げして、市民の定義をここでしたいというご提案ですか。

○委員

市民の特徴のところで、市民が自分で考えて、積極的に自分が決定していこうという話が出ました。だから、どんな市民を頭に描いて、そういうことになるのか、外国人や、いろんな宗教団体、また他市から流入してくる人を、市民とみなすのなら、僕は反対します。その辺のとは、どう表現すればいいのかわかりませんが、市民という場合に、健康を守るとか、税金を払うとか、これは誰が聞いても当たり前のことですけど、例えば、この甲賀市の公用語を外国語にするということが出たとすると、外国の人が甲賀市にたくさん入ってきて、甲賀市の公用語は外国語になってしまうこともあるわけです。市民が決めたのですから。そんなことはおかしいことだと思います。だから、市民というのは、その辺のことは決めておいてもらわないと、心配するのですが、どうですか。

○委員長

それは改めて議論する場を設けましょうということのを言ってるのであって、現段階でその問題群ごとにご意見をいただいておりますが、こういうことでいきましょうという形で、決定はしていません。今はあくまでも、こんなご意見も、あんなご意見も出てきましたねと。皆さんから、どんなお考えがありますかということを出していただいている段階です。その中には、例えば前回の産業のところでも内発的な発展が大事だとおっしゃる方と、外から積極的に企業を誘致することが大事だとおっしゃる方と、ある部分、相反する意見がありました。それはそれとして承って、どっちかにしろという議論はまだしていません。

市民についてもそうだと思うのです。どこの範囲を市民というのか、外国住民の方にも一定の責務とともに権利も付与する、そういう自治体もありますし、そうでないというご意見もあるでしょう。いろんなご意見の方がいて、そこはまだ議論はしていません。だけど、とりあえずこんな考え方もある、こんな意見もあるということを経験段階で出していただいて、それをもう一回整理し直したときに、いよいよ市民が主役で物事を決めますよと言っているときの市民というのは、皆さんはどこの範囲がいいですかということの議論をしなくてはいけなくなってくると思います。

だから、段階を追って私は議論をしていきたいと思って、今こういうやり方でずっと進めてきているのですが、委員さんは、ここの段階でもっと深く議論して、市民というのは何かということを決めないと、もう先には進めないということでのご提案ですかということ、私はお伺いしているのです。

○委員

市民という言葉を使って、市民はこういう時々、例えばこの人は幅広い市民、この人は狭い市民とあると思うのですが、そのときに、じゃ、あなたは狭い市民ですか、広い市民ですかと、そういうイメージで押さえているということ、どこかで表現していただくというのは、どうですか。

○委員長

現段階では、それぞれの皆さん方が思っているということ、発言していただく。それがいいとか、悪いとか、この方針で行きましょうと、これはやめましょうとか決めてないのです。

○委員

はい、わかりました。

○委員長

今後、こういう論点が出てきましたということ、もう一度整理し直して、どう条例に反映をしてもらいましょうかということ、考えたときに、まちづくりの主役は市民だと言ったときの市民の範囲はここだなあということ、皆さんで議論はしていただく必要があると思います。

○委員

ちょっと気になったら、また話させてもらいます。

○委員長

はい。後日、そのことについてはきちっと議論する必要があるということは共通の認識として置いておいて、先に進んでもよろしいでしょうか。

— 同意 —

今挙がっていたような話は、先の⑫の市民活動と協働とか、そんなところにも関係をしてくだらうと思いますけれども、また後で気になりましたらご発言いただければいいと思いますが、とりあえず市民ということに関して、具体的なところでのご意

見が今日は出てきていませんが、こういうことを市民の役割として、責務として書いておきたいというのは、特によろしいですか。

— 同意 —

それでは、次も見ていきましょうか。⑦子ども・若者のところです。

当然、子どもや若者も、見方によっては市民の一部だし、見方によってはまだ主権者じゃないところもあると思いますけれども、子ども・若者のところに関しても、ご意見があればお願いします。これまで議論した中で、人や組織を育てて活かしていくのだという話や、子どもたちが外で安心して遊べる、子どもたちに限らないかもしれないですが、安心して暮らせるようなインフラの整備が必要だという議論がありました。

○委員

子ども・若者ということですが、若者という場合は20歳未満というふうを考えるわけですが、年齢にふさわしい形でまちづくりに参画する。そういう権利を保障するということが必要だと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。発達段階に応じたまちづくりへの参加の権利の保障ということに関して、入れておいたらどうでしょうかというご発言でした。

○委員

これから申し上げることにつきましては、市民の特徴とか、子ども・若者、その後の部分にも関連するかと思います。先だって清水寺の管長さんが、今年の漢字ということで「輪」という字を書かれました。この「輪」につきましては、もちろん東京オリンピックの五輪の輪ということもあるのでしょうか、もう1つは、いわゆる人と人のつながりというのでしょうか、絆、こういう輪ということを大きくイメージしているということをおっしゃっておられます。

実は、去る9月の台風18号で甲賀市、特に信楽地域が甚大な被害を受けました。そのときに、社会福祉協議会は、9月17日に災害ボランティアセンターを立ち上げ、17日から26日までの10日間で、延べ約600人の方々がボランティアという形でお助けをいただきました。これはまさに人と人のつながりというのでしょうか、甲賀市民の特徴というのでしょうか、そういったことで本当にお助けをいただきました。

もう1点は、信楽中学生が生徒会の中で、自分たちは災害に遭われた方々に何かお助けしたいということで募金活動をされました。これは、学校の先生も誰も何もおっしゃってないわけですが、生徒会で決定されて、午後4時、授業が終わってか

ら5時ごろまでの1時間、信楽町内の量販店で延べ5日間募金活動をされました。また、被災に遭われた方々も募金をされたということを中学生から聞いております。

その子らの本当の思いやりの心というのでしょうか、そのときに、私は社会福祉協議会の関係で義援金という形で受けさせてもらったわけでございますけれども、「災害に遭われた方にこのお金を使ってください」と、生徒会長から発言されました。温かい気持ちになり、私は思わず胸がぐっと締め付けられる思いをしたわけでございますけれども、これは甲賀市民の大きな特色であり、また長所であろうと思います。ボランティアに600人近い方々が参画していただいて、このことについても甲賀市の大きな長所だと私は思っております。この輪を何とか広げていくということ、そういったことが、これからのまちづくりにつながっていく大きな要因になっていくかと思っておりますので、その辺のところを、この条例の中で何か一言表現できたらと思います。

○委員長

人と人とのつながりや思いやりの心であるとか、そういったことを条例に入れていければと、こういうご発言でした。ありがとうございます。

○委員

若者が定着するまちづくりというのは、全国共通の、どのまちも一番の課題となっております。これは自治基本条例の中で一番盛り込まなくてはいけない大切なことだと思うのですが、ポイントは、若者の声をまちづくりに活かせるシステムがないことが、だめだと私は思っています。そういうシステムをつくってもらわなくてはいけないということを、この条例できちとうたっていないと、単に若者の定着するまちづくりとか、若者が参加するまちづくりとか、キャッチフレーズはいいのですが、では、どうしたら若者がそのまちづくりに参加できるようになるのか、あるいは若者の声が市政に届くのかという、そのシステムをつくって具体化しなければ、キャッチフレーズだけで終わってしまうと思います。だから、この自治基本条例でそこをしっかりと押さえなければなりません。押さえることによって、そういう形ができると思っておりますので、そこをひとつお願いしたいと思っております。

○委員長

先ほど他の委員さんもおっしゃっていただいて、若者・子どもたちがその年齢に応じてちゃんとまちづくりに声を反映させていくようなシステムを保障していくことが大事じゃないかと、こういうことですね。

○委員

子ども・若者ですけども、少子高齢化というのがかなり前から、今後もかなり続くという状況でございます。最近では我々のところも空き家がだんだんと目立ってきて

います。甲賀市の人口は、合併前と比較して若干、減少しています。人口増にはなっていません。そういう面では、人口増への誘導と申しますか、そういうようなこともうたっておく必要があるし、先ほどの話にありますように、若者の意見が行政に反映されるような、あるいは若者が活躍できるような素地をつくれるようなことにしておかなければいけないのではないかと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。人口増ということを考える上でも、若者の活躍の場をということでした。子どもの教育ということで、子育てに関係ある方、どうでしょうか。

○委員

市内では、甲賀市外から来られている核家族の方がたくさんおられます。そういう方たちは、甲賀市の子育て支援を御存じなかったりします。その中で、子育ての悩みを自分だけで抱えてしまい、お家にこもってしまわれる方もたくさんおられる現状がありますので、もっと皆さんが外出できるような、例えば親子が集う広場を開催するとか、お母さんの子育ての悩みを聞ける場をつくるとか、そういう親子広場、母支援の場というのを、行政であるとか、子育てグループの「アプリコット」さんであるとか、既にさせていただいてはいるのですけれども、そういうところをきっちり入れていければいいのではと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。子育てをきちっと支援していくということも入れていったほうがいいということですね。

○委員

「かふか21子ども未来会議」が今年3年目になるのですけれども、私は昨年から関わってまして、いろんな行事に自分たちも参加したいということを子どもたちが言ってくれます。お祭りだとか産業祭だとか、いろんな行事があり、自分たちにできることは参加したいという子どもたちの意見がございますので、そういったことも大いに取り上げていただけたらいいと思っております。

○委員長

先ほど若者の声という話がありましたけども、もうちょっと年が若い子どもさんたちのレベルで参加したいというのを、うまく活かせるような形にしていけるといいじゃないかということですね。

○委員

先日、PTAの総会があり、今年は甲賀市が当番ということで参加しました。そこで、テレビ番組の「行列のできる法律相談所」に出演されている高名な弁護士の方を招いて、子どもに関わる講演がありました。私も3人の子を持つ親であり、常日ごろから子どもとどのように接するかということを考えているわけですが、日常のことなので、時にはどうしても、子どもに対してきつい言葉になったりしてしまいます。講演でその弁護士さんが話をされていたのは、子どもと接する親の立ち位置という部分で子どもと一体となった勉強方法といえますか、そういったことも大事ではないかと言われていました。その先生は、講演の中で、子どもが振り返るまでアプローチしなさいというようなことも言われていましたので、親としての教え方が悪いという観点に立ち返って、子どもがわかるまでアプローチする、そういう言い方を親の立場からも考えなければいけないのではないかとことを言われました。

やっぱり子ども目線に立っているということ、そういう観点が必要なのかなということを学ばせていただきましたので、我が家に帰ったら、いつも怒鳴り散らしている私ですが、その原点に立ち返るということも大事だと思いましたので、目線を子どもに合すとか、そういうようなことも盛り込めたらいいのではと思っています。

○委員長

はい、ありがとうございます。子ども目線であるとか、あるいは、子どもと接する親のあり方みたいなこと、親育ちとか、子育て支援ということですが、そういったことも含めて考えていければということでした。

せっかくですので、いかがですか。子どもと若者のところに関して皆さんの意見を伺っていますが。

○委員

子ども・若者についてお話ししていただいているので、出席できないかと思って用意した意見を書いたものを見ていただけたらと思います。

少子高齢化が進んで、働き手が女性にもかなり求められていますので、現状の児童クラブや、その中の運営の見直し、年齢制限も今のところはあるということですし、放課後等の過ごし方、また、発達障がいという子どもさんがかなり発症されている中で、それと発達障がいとは言えないけれど、ボーダーラインの子どもたちもおられますので、その子どもたちの受け入れ等についてももう少し整理するとか、配慮する必要があると思っています。子どもたちがより安心して遊ぶ、運動する場づくりというのも、前回も申し上げましたとおり、管轄する各省庁でばらばらな状態だなというのを利用者はすごく認識していますので、人数あつての整理になると思いますけれども、そういうところも整理していく必要があると思っています。

それと、若者が定着しない理由の一つに、なかなか甲賀市の中では仕事がないとい

うことを伺っています。仕事をするために、そこら辺は企業さんともお話をしないといけないと思っているのですが、また仕事を甲賀市でも増やしていくことができればということも考えているのと同時に、遊べる場といいますか、甲賀市は自然がすごく豊かでいいのですが、若いときは、違う面でいろんなことを遊びたいと思うことから、その遊び場が甲賀市は少ないと思いますので、そういった施設があれば、若者も少しは甲賀市に残りやすいのではないかと考えております。

○委員長

はい、ありがとうございました。前回と重複するようなことも、多少おっしゃっていただきましたけれども、子どもさんを受け入れてくれる場がないと、なかなか子育ては大変だろうということもおっしゃっていただきました。

○委員

子ども・若者のところで、強みの部分が空白になっているのが非常に残念で、強みという面では私のチームに限って言えば、子どもたちはサッカーに無我夢中だということです。サッカー以外のことは何も考えてないというような子どもがたくさんいまして、このことは十分強みではないかなと思います。

ただ、僕が指導してもう30年になりますけれども、ここまで持ってくるのにそれぐらいの時間がかかりました。今、上手な子、下手な子などいろいろいて、サッカーに関して言えば、どの子を試合に出すのか、強い子を出して勝ちに行くのか、弱い子もみんな出して楽しくやるのかというような議論が以前から言われますが、うちのチームに限って言えば、どの子を出してもゲームとしては最高の技術というレベルに達しているような気がします。確かに、ずば抜けてうまい子がいるのですが、言い方が悪いんですけど、下手な子はいないというのが現状です。

なぜ、ここまで持ってこられたのかというと、保育園児から小学校2年生ぐらいまでを道路などで遊ばせてくれるグループが地元にあります。そこで無我夢中になってサッカーができるという子を、2年から3年になるときに、スポーツ少年団でできるかと聞いて入ってもらいます。ほとんど全員がこっちに入ってくるのですが、スポーツ少年団に入った時点で、ボール扱いの基本ができているというようなところが環境として整ってしまっていて、非常にありがたいということです。こうして入ってきた子が小学校を卒業して、今、第1期生が国体にも挙がってしまっていて、きっとこの中から、この人ありといわれるようなサッカーマンが出てくるのではないかと思います。

何がいいのかというと、物心つくか、つかないときに、とにかく来てボール蹴りをするのだと思います。ただ、危ないこととか、人に迷惑をかけることはだめだということは厳しく指導してもらっていますが、そのほかのルールは何もないのです。その子らがスポーツ少年団に入ってくると、好きなことをやりますし、全然、言うことも聞いてくれませんし、3年生が非常に扱いにくく大変ではありますが、その子ら

は徐々に残りの3年間で、子ども同士もそうですけど、大人とコミュニケーションがとれるようになっていきます。ますますサッカーというスポーツが大好きになって、中学校に行ってもらえるようにということを考えながら指導しています。

僕が指導を始めたころは、勝ったほうが子どももおもしろいというふうに考えていましたけども、それは間違いだということに、ほんの数年前にやっと気づきまして、こうじゃないと思い、5年ほど前から指導者みんながいろいろ話し合いながら、そういう指導をしてきて、ふと気がついてみると、土山は滋賀県内でも有数の強豪チームであるというようなイメージをつけることができたのが、いいのか悪いのかわかりませんが、皆さんが、夢中でボールを追っかけていた、小さいときにやっていたことをそのまま延長線上でやっているだけの話です。

そうして、暗中模索でいろんな方法を探してきた大人の立場というか、子どもの接し方というのを、だんだんと学んできたような気がしますので、大人の教育というか、先ほど他の委員さんもおっしゃいましたように、自分のやり方だけではだめだと、勉強がいかに大事かというのが最近わかってきました。子どもも、その親も、年々変わっていきますので、その対応もいろいろ大事です。子どもたちをちやほやすするだけではだめですし、子どもを一人の人格者として付き合ってあげると、だんだんと自分の心を開いてくるということが最近わかってきましたので、そこで子どもと一緒に学んでいく姿勢というのが大事です。残念なのはチームに入れると送迎も大変なので、うちの子はスポーツをやりたがっているけど、やめておこうかという親がたくさんいらっしゃるということです。

送迎などは一回もしてもらわなくても結構です、みんなで協力して、自動車に乗せていくから大丈夫ですよと言うのです。そこは遠慮されているのか、うちの子は結構ですという親も多いので、どこでもできるような環境というのは大事ですし、どこへでも行けるまちづくり、バスがそこらを通っていたら、子どもを乗せていけるかもわかりませんし、地元の小学校、どこでもきちんとした活動ができるような安全な設備がきちんとあれば、どんなスポーツでもできると思います。その辺、子どもが何かに夢中になるものを地元につくるというのが一つの実行じゃないかなと思います。

そうして育った子が高校生になって、大学に進学し、もうこっちには帰ってこないだろうなというふうに思っているけど、やっぱりサッカーをしたいから地元に戻ってきたという子もいます。そんなに考えていなかったという子でも、自分に子どもができて、サッカーかソフトボールに一生懸命になっているから、本当は職を変えて他の土地へ行こうかなと思ったけど、自分も県内に勤めるようになりましてというふうなうれしいことを言ってくれる子もいますし、そういう点で言えば、子どもを何か夢中にさせられるものがあれば、うまくまちづくりに貢献できるのではないかと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。子ども・若者ということに関しては、サッカーの土

山での取り組みの例を挙げていただきながら、無我夢中になれるものを子どもたちに与えていくということが、結果的には地域に残ってもらうとか、そういうことも含めて大事じゃないかということ。それから、家庭や学校だけではなくて、地域の大人が協力し合って支えていくという、子どもたちと接していくということの大切さというようなことも入れていったらどうだろうかと、こういったご意見だったかと思います。ありがとうございました。

○委員

すみません、もう1つ。昨年のことですけど、大阪の堺に「J-GREEN 堺」という、すごく大きなサッカーの施設があるのですけども、人工芝のピッチが10面ほどあって、天然芝のピッチもあるというようなサッカーの施設です。そこに試合に行ったときに、養護学校の生徒がサッカーをやっておられて、プロが使うピッチを使っていました。すごくたくさんのお大人も生徒さんも集まっており、車椅子のままサッカーをされている子もいましたし、人に囲まれて中が見えなかったのですけど、男子、女子を交えて、すごく盛り上がっていて、すごく感激した覚えがありました。随分参考になっています。

○委員長

はい、ありがとうございます。⑦の子ども・若者ということについて、どうですか。

○委員

若者の定着が少ないというところで、それなら定着するには何かと考えたときに、例えば子ども・若者にとって安心して修学できるという環境が大事ではないかと思えます。いい例が、昨年、信楽高校が、県の再建計画では甲南高校の分校というようなことで示されました。しかしながら、信楽高校というのは、地場産業を担っていく子どもたちを育成していく大事な学校だという中で、まさに地域と行政がいろんな施策、支援策を考えて、昨年、単独校として残ることとなり、県の計画が覆ったという事例がありました。まさしく信楽の地域の人々が一体となって成し遂げた成果、甲賀市にはいい例があるのだなと思えました。当然、まだ課題もありますし、いろんな政策についても毎年検証はしていかなければなりません、こういう仕組みを取り入れられたらと感じました。

○委員長

はい、ありがとうございます。安心して子供たちが学び続けられるために、地域というものをみんなで支えていこうということでありました。

ほか、よろしいでしょうか。子ども・若者に関しては、これまでご発言がなかった方からもご発言をいろいろといただいていたいました。よろしいですか。

— 同意 —

それじゃ、⑧の高齢者(過疎)と書いてありますけども、お年寄りの問題について、続いてやってまいりたいと思います。すみません。だんだん皆さんもいろいろご発言に熱が入っていて、お一人当たりの発言時間が長くなる傾向がございますが、まだたくさん残っておりますので、できるだけ簡潔にご発言いただければと思います。

○委員

高齢者というところで、年老いても安心して住み続けられるまちづくりが必要というのは、皆さんも同じ思いであると思いますし、いずれ誰もが通る道であると思います。どういったことがあれば、地域で暮らしていくことが可能でしょうか。買い物ができる。自分で調理し食べることができる。身の回りのことができる。病院に行くことができる。診てもらえることができる。楽しみが持てる行事やスポーツ・お食事会やお茶会に参加できる。人と楽しくおしゃべりができる。金融機関に行くことができる。利用できる。など、これらのことが網羅できたら地域での生活は可能ですということで、高齢になるということは身体的機能が低下していった、地域での生活がしにくくなっていくということで、ちょっとしたサポートがあれば、地域での生活というのは何気なく来るので、今の介護保険適用以外のサポートも大事だということは行政の方もわかっていると思いますし、まさしくそのサポートづくりが地域と一体化して、高齢化が進むにつれて、地域との連携というところで条例に何かありましたら、入れていただけたらと思っております。高齢者ということでいくと何かしら不便は感じているということが、障がい児・者のところでも同じようにあると思います。この項目に障がい児・者のことが書かれてないのですが、⑦と⑧にそれぞれ障がい児、障がい者がおられるのか、皆さんに検討していただけたらと思っております。

○委員長

はい、ありがとうございます。この委員会で考えていたということの前に挙げていただいています。それとの関係もあるのですが、高齢者になっても安心して住み続けられるまちということで、地域でのサポートの体制、これは行政だけではなくて、本当に手を組むみたいといったところでは自治振興会等、いわゆる市民同士でのサポートということも含めてだと思っておりますけども、地域でのサポート支援ということを書いていったほうがいいのではないだろうか、こういうご意見でした。

それと同時に、もう1つ、障がい児・者についてはどうするかということで、確かに以前に、その強み、弱みを挙げていただいたときに、ほとんど皆さんの中から障がい児・者という言葉が出てこなかったのですね。なので、項目としては抜け落ちてしまっているということだろうと思います。新たにそういう項目を立ててもいいのでし

ようし、これは多分⑭の人権というところで言うと、もっとそれぞれ人権課題ということになっているさまざまな人たちの問題、網羅的にそれこそ検討することができるのかもしれませんが。

○委員

子どもと高齢者のところに、それぞれ入れていただいたらと思っております。

○委員長

では、子ども、高齢者というところと関連して、障がい児、障がい者のこともあわせて検討をしていきたいと思いますというご提案でありますので、ここのところもさっき一旦閉めましたけど、そこと関連して障がい児へのサポートという話も当然あるかと思えます。ただ、青年の障がい者もたくさんいらっしゃいますけども、そういった方も含めて、障がい者についての話がもしあれば、皆さんからご意見をいただければと思います。

○委員

何度も申しわけないのですが、高齢者といえますと弱い存在といえますか、保護されるべき存在というような見方がされているわけですが、実際は自治振興会や区などの役員を元気にやっておられる方というのはかなりおられまして、そういうことから考えても、重要な社会的資源としてポジティブに捉えて、まちづくりの担い手として位置づけるということが必要だろうと思えます。

○委員長

はい。単にいろいろと問題を抱えている人と見るのではなく、むしろ高齢者の積極的な社会参加、高齢者もまた貴重な人材であり、社会資源であると、こういった位置づけが重要ではないかというお話でした。ありがとうございます。

○委員

同じような発言になるかも知れませんが、高齢者は今後増えていくと思いますので、高齢者が安心して暮らせる、高齢者が生きがいを感じるというところの施策も充実させなければいけませんけれども、そういった施策とともに、地域の皆さんが支えていくということが1つ大事だと思います。

もう1つ、高齢者の方につきましては、経験があり、いろんな知識を蓄積しておられます。そういったことにつきましても、優れた人材がいらっしゃいますから、能力を十分に社会の中で発揮してもらえるとことも言えると思いますので、そういったことも盛り込んでもらった方がいいのではないかと思います。

○委員長

はい。能力とか経験とか、そういうことを十分に人材として活かしていこうということでありました。

○委員

今回資料をいただいた甲賀市の地域福祉推進計画というのがあります。皆さんへパンフレットを配付させていただいたと思うのですが、その部分で謳っている福祉というのが、甲賀市と社会福祉協議会の政策プランの1つになっています。地域が支え合う、あるいはお隣で支え合うという、この部分を取り入れなければ計画倒れになってしまうと思うのですね。これは非常に根幹に関わる部分ですので、甲賀市地域福祉推進計画も条例の中できちっと条文化していくということが大事なことではないかと思えます。

もう1点ですけれども、核家族が進み、若者たちが新しく世帯を持っても親と一緒に住まないという状態が、特に過疎が進んでいる地域に多くなっています。したがって、今後、独居老人がかなり多くなると思っています。実際、家の後継ぎがないという家が何軒もあります。そういう人たちが高齢になられたときに、どのようにしてその人たちの生活を守っていくのかという部分も、きちっと自治基本条例の中にもうたっていないと、高齢化、高齢化と言っているだけではいけないと思うのですね。具体的に、そういうところに福祉の手が届くような形の自治基本条例の精神が活かされなければいけないと思えます。

○委員

実はこのパンフレットにもありますように、社会福祉協議会といたしましても、ご近所福祉、これは各地域で健康福祉会という組織を立ち上げてもらっているかと思えます。これがいわゆるご近所福祉という形になるわけでございます。中嶋市長さんがよくおっしゃるのですけれども、実は私ら子どものときにありましたけれども、田植えとか稲刈りをする場合に組をつくりまして、その組単位でお互いに交流もしながら、支え合いながら共同で作業をやっていった「結い」という制度、これがいわゆるご近所福祉だろうと思うわけでございます。

現在、健康福祉会ということで立ち上げを行っておりまして、それぞれの区で活動してもらっているわけですが、実は温度差があるわけでございます。かなり進んで活動してもらっている地域もございますし、なかなか進んでないなという地域もございます。できれば、市のお助けも借りながら進めていけたらと思うわけでございますので、そこらあたりを条例の中に盛り込んでいただけたらと思うわけでございます。各地域で、いろんな形で計画をされて取り組んでもらっております。例えば信楽の場合でも、今、見守りネットワークという実行委員会の準備段階ですが、立ち上げをしたところがございます。支援の問題とか、いろんな問題が実はあるわけがございます。計画という形で進めているところですが、なかなか前へ進んでいきません。

ある意味では、市のお助けもお借りできたらなと思うわけでございます。本当に厚かましいお願いでございますけれども、そこらあたり、市との協働という形のものを条例の中に盛り込んでいただけたらありがたいと思うわけでございます。

○委員長

はい、ありがとうございます。これまでの市と市民の協働という話は出てきている部分もありますけれども、高齢者の問題に関しても、先ほども地域でのサポートという話もありました。当然、行政も市民もサポートをお互いしていくのだろうと思います。ご近所福祉ということになると、自治振興会、このあと⑩コミュニティというところにも関係しますけれども、それぞれがサポートし合っているような支援の体制、見守りの体制をつくっていくということの重要性をご指摘いただきました。

○委員

障がい者の方ですけれども、安心して地域で生活するためには地域住民の障がいに関しての理解、サポートというのは当然必要だと思います。先ほど言い残したのですが、発達障がい、精神障がい、そして、内部障がいといった外見ではほんとうにわかりにくいの方の理解も進んでいない現状がありまして、このことに関しては保護者や家族が安心して暮らせるようなまちづくりを本当に望んでいます。そのためには、行政、学校等教育委員会の活発な啓発活動を、認知症も含めて、もっとする必要があらうと思っております。

そのためには、地域障がい者の団体や事業所と連携をし、共同事業という計画も行っていく必要があると感じております。市民の都市づくりに関する意向アンケートというのがこちらに加えていただいている中にも、保健福祉が充実した都市が、希望として1位になっていることが挙げられていることから、条例にはこの項目は盛り込みたいなと思っております。

○委員長

はい、ありがとうございます。高齢者、障がい者に関しては、周辺の住民の方の理解というものが必要だと。そのためには、直接的なサポートだけではなくて、啓発、教育と言った面を含めて進めていけたらいいなというご発言だったかと思えます。

ほか、高齢者のところに関しては、よろしいでしょうか。

— 同意 —

それでは、もう1つぐらい行けそうですか。⑨市の一体感というところについて、ご意見があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

前回も、これに関しては地域の均衡ある発展なのか、それともある程度、選択と集

中的なことはやむを得ないのではないかという考えに立つのか、両面のご意見があったかと思いますが、関連することもあるかと思いますが、市の一体感、旧町意識の克服みたいな話が、甲賀市民としての意識を持つというような話も以前に出ていたところを書いてあります。条例に盛り込んでいくべきところが出ているらしいのですが、ほかに何か市の一体感ということに関して、これは条例に訴えておきたいというのがあればお願いします。

○委員

合併しましたが、合併前の旧町意識の部分を背負っていると思うのですね。特に市町村の字、旧町の名前が残っているものですから、これまでに培ってきた歴史と風土の町という部分で残してほしいというのが、合併のときの意思であったと思います。ですから、甲賀市では水口町や土山町といった旧町単位の地名がそのまま残っていますが、湖南市では石部・甲西の名前はありません。

ただ、甲賀市が一体感を出すということは非常に大事なことですけども、実は土山は4学区から成り立っており、一番水口に近い大野学区というところの天気が晴れているとすると、隣の土山学区へ行ったら曇っており、私の住んでいる山内学区では雨が降っているのです。また、大河原という、鮎河というところではもう雨が雪に変わっているのです。こういった状況は実は本当の話であります。

同じ土山町の中で、同じ時間帯でもそれぞれ違うのです。ですから、生活の仕方も違うのですね。その生活の仕方が違うのに、一体的な形をすると、やはり無理が生じるわけです。地域に応じた形が大事で、何でもいいから一体感ということではないと思います。一体化するには、深いものと浅いものとあります。水口の中心部と、例えば私たちが住んでいる山間部では全然違うはずですが。その一体感というのは、厚みと薄み、それをきちっと振り分けていかなければならないと思うのですね。そういうことを、この部分で難しいと思うのですけれども、うたっていただければと思います。

○委員長

はい、非常に難しいですね。それぞれの地域の個性や特徴を尊重しながらの一体感、尊重し合えるという風土ができることが、まず一体ということに近づいていくのかもしれない。そういったことを書いてはどうかというご発言でした。

○委員

一体感の醸成という意味では、例えば一市民といいますか、住民同士の交流できる場というものを、行政あるいは民間が中心になってもよろしいですが、仕組む必要があるのではないかと思います。いろいろな組織などが合併し、5町の組織が一つになって、それぞれの役員さんとか、そういう方たちが交流する機会は当然増えたわけですが、一町民、一市民が交流するということは以前以上に難しくなっていますので、

そういう場を仕掛けられないかと考えます。

○委員長

はい、ありがとうございます。交流、連携できるような場を設けてはどうかというお話でした。

○委員

新市建設計画というのが合併するための近道として、それぞれ旧町の成熟したことを、その新市建設計画に乗せて合併したと、私は思っています。旧町は歴史と文化、行政、それぞれのまちづくりをこれまでやってこられました。すばらしいまちが旧5町にはあり、今でもそう言っていると思うのです。

ただ、その新市建設計画で、できない計画がおそらくいっぱいあったと思うのですね。今やろうとしている計画は、果たしてこの自治基本条例に盛り込んでいくのかどうか。それと、前も問題になりましたが、均衡ある発展という言葉、市の一体化となりますと、均衡ある発展というのは、私は死語になると言いました。その悪い例は、今、議会で25名の議員さんが張り切って質問をされています。最初の議会に、信楽の議員さんが5名、当然一般質問ですから、地域のことをおっしゃるといことはわかるのですが、信楽高原鐵道の問題、95%に対しては国で補償されると。だから、ひとつよろしくお願いします、信楽市民こぞって頑張っていくから、ほかの旧町の皆さんもよろしくお願いします、今後、財政的にも負担をかけるけれども、甲賀市の鉄軌道だから、ひとつよろしくお願いします、ということでした。

ところが、一般質問ですから、当然地域住民の約束があったのでしょ。私はその前に、そういう人たちの謙虚な姿を見ているので、あの一般質問を聞いたときに、ケーブルテレビで議会中継を見ておられた人たちは、果たして今後信楽高原鐵道に対して協力的になるだろうかと思ったときに、議員さんも、もう少し考え方があったのではないかと。そこで、均衡ある発展とは何かと言ったときに、あれだけの金額が国から出たとしても、これからのコストパフォーマンス・費用対効果を考えたとき、当然甲賀市の税金がそこに充てがわれるわけです。上下分離方式でも、甲賀市の税金が信楽高原鐵道、甲賀市の公営鐵道といいながらも、負担しなくてはならない。均衡ある発展というのは何だろうかと思ったときに、もういいかげんに、その言葉はやめたほうがいいのではないかと思います。

将来3年以内には5階か6階建のすばらしい庁舎が水口に整備されます。水口の中心地というものは、商業、文化、経済、行政、司法などが一極的に集中しています。あとの旧4町、それぞれのまちづくりとして今までやってこられた、そういう歴史性と文化、それは行政がすべきことでしょう。それをあえて、大きな声で我がまちのことを言うのは市の一体化にはならないと思います。悪い例で、信楽高原鐵道を言ったわけですけど、そこは均衡ある発展、新市建設計画というのは、この基本条例には入

れないほうが私はいいのではないかと思います。そうでなかったら、いつまでたっても垣根の中で、旧5町のエゴが出てしまうという、そういう時代ではないでしょう。水口にも弱みがいっぱいあります。強みばかりではありません。弱みだらけです。そこは言いたいと思います。水口の発展というのは、民間企業だけのことです。

○委員長

市のことを考えていただくときには、それぞれ旧町がどうでなくて、市のことを考える。条例も市の条例なので、旧町がどうのこうのという発想は捨てたらどうかと、そういう趣旨ですね。ありがとうございます。ほかに、この市の一体化ということについては、どうでしょうか。

○委員

先ほどの市民の定義と同じように、均衡ある発展というのはどういうことなのかと、さまざま皆さんお住いの地域を見ながら、あるいは隣の芝生を見ながら、いろいろと思いを持たれていると思います。今後も、もっと深く議論をしていただく必要があると思っています。役所の立場といたしましては、均衡ある発展か、選択と集中かと、そういったキャッチフレーズは別といたしまして、公正、公平、遍く等しくこれは役所の使命ですので、水口町であろうが、信楽町であろうが、甲南町であろうが、それは同じようにしていくというのが大原則と思っています。

そういう意味では、均衡ある行政の施策をするというのは我々のミッションだというふうに思っていますが、自治基本条例の中でも、行政の役割としてしっかりとうたっていかなければならないと思っています。ただ、私どもは合併した市という、そういった沿革がございますので、今までから単独でできている市ではなくて、5つの町の同調であるとか、あるいはしがらみとか、そういったものを全部背負って、行政の職員さん、あるいは市民の皆さんもそうですけども、暮らしをしている、仕事をしているという状況にあるわけです。

そういった意味で、過去の水口が悪いとか、信楽はよいとか、そういったことを取捨選択するのではなくて、合併市として新しい仕組みを、あるいは新しいものをつくっていくというか、これはハードをつくるという意味じゃないのですけども、そういったものでやっていかないと、なかなか一体感は高まっていかないのではないかと、このことを、行政職員と話をする中で意見が出ていました。合併協議では、でこぼこなものを平らにしていこうと、水口はこうだ、信楽はこうだというような、でこぼこなものをどこかに基準をつくって、まっ平らにしていこうとすると、どうしてもこれは歪んでしまいます。そういったことを合併協議でやってきたわけですが、合併してもそういった調整ごとは一定の期間必要かもしれません。これからは、もう一つ別のところに甲賀市というものを新たに据えた仕組み、考えをつくって進めていく必要があるのではないかと思います。そうしていかないと、なかなか一体感というのが

醸成できないのではということです。だんだん代もかわってきますし、今日、お集まりの皆さんはこの市の合併を経験していただいていますけども、先ほど子どもの話もありましたが、人がかわってくるのに、いつまでたっても近所の話を引き継いでいるということではいけません。やはり甲賀市としての新しい施策、仕組み、それが自治基本条例の中にしっかりうたわれていけば、長続きするまちづくりができるのではないかという意見が職員の間では出ていました。

○委員長

はい、ありがとうございます。先ほど他の委員さんがおっしゃったこととも関係するのでしょうか、一つの市として、甲賀市としての意識を持とうと。そういう市民をつくっていかうということを提起しておられるということです。

○委員

新しくつくっていくということですが、過去に学ぶこともありまして、私はこういう会に来たときにいつも思うのですが、室町時代には甲賀郡中惣で甲賀53家がありまして、皆、平等に平坦にそれぞれ何々家、というのが53ありまして、それが仲良くしているのが甲賀の特徴であったと聞いております。こうやって文化とか、各地域でみんなすごいものを持っていたら、経済的には差があったりするかもしれませんが、それは置いておいて、歴史的には皆平等なものがあったというのは、1つ共通意識として持っていたらいいと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。歴史的に遡っても、そうやって郡中惣の甲賀53家ということで、みんなでやってきたという歴史があるなら、そこを思い出しながら考えていきたいと思いますか。

お約束の時間がそろそろでありますけれども、いかがでしょうか。この市の一体感というところについてのご意見はよろしいですか。

では、今日ご意見のあったところをもう一回振り返っておきましょうか。

前回は3つ、前々回は2つでしたから、項目として今日は4つで、少しずつペースが上がってきています。

まず、⑥の市民の特徴というところでは、一方で、まちづくりの主役は市民が主体的にという話もありました、それから、甲賀市民としての意識を持てるという話もありました。ただ、そのときに市民とは誰なのかという、まちづくりの主役は市民だけど、その市民というところは何なのかと、これは今後きちっと議論していく必要があるだろうというようなご意見もありました。

それから、⑦のところ、子ども・若者ということに関しては、思いやりの心とか人と人とのつながりは、絆みたいなものを大切にすることというのは子どものころからず

っと身につけてもらい、若者の心、声、あるいは子どもたちの声がまちづくりに活かせる、参加してもらえそうな仕組みも必要じゃないかという意見もありました。それから、子どもと接する大人のあり方というのも大事だろうということ。地域の大人が家庭教育や学校教育だけじゃなくて、地域教育という形で協力して、子どもを育てていくというようなこともあるという話もしていただきました。それと、地域で子どもを育てるといふ発想も入れておいたらどうだろうかということでした。

⑧の高齢者のところでは、社会福祉協議会でも出していただいています、地域福祉推進計画のご近所福祉といった考え方も入れていったらどうだろうかということ。これは、議論できませんでしたが、自治振興会とコミュニティとの関係もありますので、そこでも、また議論いただければと思います。それから、地域での高齢者のサポート、これは行政も市民もそれぞれの地域で高齢者を支えていくというようなことが大事だろうということでした。

一方で、そういった支えていくというと、非常に弱い立場のように思われますが、弱いだけではなくて、今、非常に元気な高齢者の方も多いので、そういうさまざまな経験や能力を地域の人材としてうまく活かして、お年寄りの社会参加ということも進めていこうという話もありました。そして、そういった高齢者、あるいは障がい者に対する周りの人たちの理解ということが必要だろうということ。これは、もっと早い段階からの啓発とか教育とか、そういうところもしっかりこれから取り組んでいくべきでないかと、こんなご意見がありました。

なお、⑦の子どもと⑧の高齢者というところに関しては、健常児、健常者だけではなくて、障がい児・者のことも含めてしっかり考えていくべきではないかということで、ここは、このあとの⑭の人権というところとも関係をするだろうということで、さまざまな苦しみの方たちの状況ということをお互い尊重し合うという話だと思えます。

そして、最後⑨のところ、市の一体感の話をいたしました。地域の個性や特徴を尊重しながら、一体感を醸成していくという難しい課題も提起されました。その中で、何をしていくのか、やっぱり一つの市という意識を持って、いろんな新しい仕組みというのにも必要だろうと、住民同士の交流、連携という場も要るのではないだろうかということ。あるいは、歴史に学べば、昔から甲賀郡というのは一つの地域だということやってきた歴史もあるというようなことの示唆もいただきました。

以上、今日お話をしてきたところを一通りまとめの理解をしていただきましたが、何かこれは言っておきたいことはありますか。あとの懇親会の場でもいろいろとおっしゃっていただくのは構わないですが、懇親会の場で言っていたことは会議録が残りませんので、しっかり記録に残しておきたいことは今のうちに言っていたければと思いますが、大丈夫ですかね。

それでは、次第の4番、次回の内容についてということでもあります。

事務局のほうからご連絡いただけるのですか。では、お願いします。

■ 4 次回の内容について

○事務局

本日も熱心な議論をありがとうございました。

では、4番目の次回の会議についてご案内させていただきます。次第ですが、第8回の会議、平成26年1月17日、月曜日になっていますが、これは金曜日の間違いです。平成26年1月17日金曜日、14時から16時ということで、場所は、この場所ではなく、水口社会福祉センターの福祉ホールになりますので、お間違いのないようによろしくお願いいたします。

それから、2月、3月の予定がまだ決まっておりませんので、この場をおかりしまして、調整をしていただけたらと思います。まず2月ですけども、当初は2月の中旬ということでスケジュールを組んでおりましたので、2月13日、午後からこちらの会場だと思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、あわせて3月の予定についても、委員長との調整ができたらと思います。

○委員長

では、まず2月については、13日木曜日の午後、場所はここでというのが事務局からのご提案ですが、皆さん、いかがでしょうか。都合がどうしても悪いという方がたくさんおられるようでしたら、いけません、大丈夫そうですか。よろしいですか。

— 同意 —

はい、ありがとうございます。では2月13日の午後2時から開始をさせていただきます。それから、3月ですけども、3月の半ばぐらいという感じですね。一番単純な発想としては、2月と3月の日の並びが一緒でありますので、3月13日木曜日にするとわかりやすいかなと思います。よろしいですか。

— 同意 —

では、3月13日木曜日の午後2時にさせていただくとしましょう。

恐らく次回1月に、この議論が終わるかどうかは、今の感じでありますけれども、3月のころには、そこは一通り終わっていて、今まで皆さんが、こういうことをいろいろと盛り込めたらいいねとおっしゃっていただいたこと、中には先ほど、もう少し深く議論しなくてはいけないところ、あるいは相反する意見になっているところもありますので、そこの整理を3月頃にはさせていただいて、一旦、素案という形で整理をしていただくことになっていくのではという段取りであります。

今まで出てきた意見で、表の右肩の条例に盛り込んでいくべきことの中に反映されていないものも、そういうものも拾っていけるものはあると思いますので、また事務

局と調整させていただいて、これまで出てきた意見で、これは既にこういう意見が出ていますというのは、右のほうにできるだけたくさん埋め込んでいって、同じ議論の繰り返しにはならないようにしたいと思いますので、皆さん、ご協力よろしく願いいたします。

それでは、最後、次第の5番目、閉会ということで、今回は副委員長のお話を伺えなかったのですが、今回は楽しみにしたいと思います。よろしくお願いします。

■ 5 閉会

○副委員長

どうも皆さん、お疲れさまでございました。真ん中ぐらいまで来たわけですが、私も最初、この強みと弱みという部分をやっている、この条例とどういうふうにしていくのか見えなかったのです。委員長は強み、弱みと言われてやっておられるのですが、私は、自治振興会を立ち上げる際に自治振興委員会という組織の委員として審議をさせていただいていました。そのときは、前副市長の安田さんが市の責任者で来ておられて、この自治基本条例をつくりますという話を自治振興委員会でされてきました。

ところが、合併して10年もなるのに、甲賀市の自治の基本となるような条例ができていないということ自体、おかしいという話を私から申し上げました。足かけ10年たってからつくるわけですので、遅きに失したということを書いていましたが、逆に、10年たったので強みと弱みがわかってきたと私は思ったのです。ですから、強みの部分を持続させて、弱みの部分をどうしていくかということ、この条例に盛り込んでいくいい機会になったと考えています。

だから、ハンディといわずに、違う観点から見て、遅いじゃないかということではなく、足かけ10年たってきたから、こういうことがわかってきたと思います。そのわかったことをこの基本条例で活かしていくのが、この場だと私は解釈できるようになってきました。だから、この強みと弱みが非常に大事なことだということを、毎回身にしみている次第でございます。あと、まだまだありますけれども、この強みと弱みを皆さん方の見識の中で、この条例に活かしていくことが、この委員会の本意ではないかなと思っている次第でございます。

寒さがだんだん増してきますけれども、お体にご自愛をいただいて、今後とも、また一層のご協力をお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますが、終わりの言葉にかえさせていただく次第でございます。

本日は、どうもありがとうございました。